

Title	忍歌の来歴： 道歌集「伊勢三郎義盛忍百首」と忍術伝書『万川集海』を中心に
Sub Title	
Author	土井, 大介(Doi, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2001
Jtitle	三田國文 No.34 (2001. 9) ,p.14- 31
JaLC DOI	10.14991/002.20010900-0014
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20010900-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

忍歌の来歴

——道歌集「伊勢三郎義盛忍百首」と忍術伝書『万川集海』を中心に——

土井 大介

論者は『三田國文』第三十一号において、忍術の教えを和歌形式で説いた「伊勢三郎義盛忍百首」（以下「義盛百首」）なる道歌集を紹介し、管見に入った五種のテキストについての校本を作成した⁽¹⁾。本稿では「義盛百首」の成立と受容、広義の文芸史上における意義を検討する。

一、「義盛百首」の成立と受容

前回校合した五種のテキストのうち、『国書総目録』に「伊勢三郎義盛忍百首」の名称で独立した著作として記載されているのは『連城叢書』本のみであり、成立については「室町末？」とされている。しかし、『連城叢書』自体、筆録されたのは江戸時代も末期であり、『国書総目録』はおそらく書名や内容から判断して成立を室町時代末期に仮定したのであろうが、そこに確証はない。一方、「義盛百首」諸本中の成立年代が明らかな最も古いテキストは、初版が承応二年（一六五三）に刊行された兵法書『軍法待用集』⁽³⁾である。跋に記された年次を採用するなら、元和四年（一六一八）まで溯ることはできるが、いずれにせよ江戸時代に入ってからの成立ということになる。そこに、例え

ば九八番歌に見られる「旅宿の二階座敷」という語の用例や、これは本論二で述べるつもりであるが明らかに実態から乖離した内容を持つ歌も含まれることを加味して考えると、本テキストの成立時期は江戸時代初期以降に引き下げてよいのではないかと思う。ただし、こちらの説にも確とした証拠はなく、成立年代に関しては依然として不明とするより外にない。

さて、「義盛百首」の成立背景であるが、道歌（特に、次項で述べるところの技術的道歌）そのものは、室町時代末期から江戸時代初期にかけて広く行われてきた。成立年代が明らかなものとしては、例えば慶長六年（一六〇一）の柳生宗厳自筆奥書を持つ「柳生石舟斎兵法百首（兵法道歌）」がある。もともと、これらの多くは各流派の「秘伝」の一環として、ごく一部の人間の間で、写本の形態で行われたものである。現段階で確認される「義盛百首」の初出は、『軍法待用集』という板本で行われているので、安易に「兵法百首」の成立と軌を一にして考えるのは危険であろう（他にも「義盛百首」と「兵法百首」には性質の上で決定的な違いがあるのだが、それは次項に譲る）。

そこで「義盛百首」の初出を収める『軍法待用集』が初めて

刊行された承応年間の文学史的背景に注目するならば、いうまでもなくその時期は仮名草子の全盛期であつた。仮名草子自体、様々なジャンルの文芸を含む包括的な呼称であるが、その中に、技術的道歌を収める、或いはそれにつながるようないくつものテキストを見出すことができるのである。

早い例では、慶長初年成立と考えられる『犬枕』⁽⁵⁾に、その主題別類聚的内容を和歌形式で著した「狂歌」が付属している。板本化されたものとしては、巻六に、長者になるための心得を説いた一二首の「はいかいうた」を収めた『為愚痴物語』⁽⁶⁾（寛文二年一六六二刊）がある（歌の部分は、のちに延宝三年一六七五までに『今長者物語』として、独立した形でも刊行された⁽⁷⁾。そこに見られる歌の中には、例えば、

身のあたハばくち大酒色好非公事貪欲どくこのむ人

のような具体的なものも含まれる。その他、この時期に刊行された、類似的の教訓歌を含むテキストには、延宝九年（一六八二）刊の『医世物語』⁽⁸⁾等があり、長歌も含めて考えるならば承応二年（一六五三）刊『いぬつれぐ』⁽⁹⁾所収の宗祇作「若衆短歌」（原本は元龜三年一五七二写）、寛文一三年（一六七三）刊の『女みだれかミけうくん物語』⁽¹⁰⁾等、枚挙にいとまがない。

大量生産されるテキストである板本にこのような現象が見られることから鑑みるに、江戸時代初期にあつて何らかの教訓、或いは知識・秘訣のようなものを七五調の和歌形式で著すことは、ある種の流行であつたように思われるのである。この流行と、武士以外の階級も含む人々一般の間に生じたと思われる戦の技術に対する関心―それを明らかにすることが本論の目的の

ひとつでもあるのだが―とが結びついた時、「義盛百首」のようなテキストが生成してくると、ひとまず考えることができるのではないだろうか。

また、ここで、「義盛百首」がその名のとおり伊勢三郎義盛を作者に仮託している点にも留意しておく必要がある。伊勢三郎義盛は、源義経配下の武將として『平家物語』『義経記』等とその名が見えるが、中世以降の忍術にまつわる伝承世界においては、楠正成と並んで日本を代表する忍者とされている。特に、忍術伝書『万川集海』⁽¹¹⁾巻一「忍術問答」では、

問ヒテ曰ク、吾ガ邦ニテ此ノ道何レノ代ヨリ始レル哉。

答ヘテ曰ク、：（中略）：後世ノ將タル人、此ノ術ヲ用ヒ

ザルナシ。夫レ、専ラニ用ヒラレシハ、伊勢三郎義盛・楠

正成父子・武田信玄・毛利元就・越後謙信・織田信長公ト

見エタリ。中ニモ義盛ハ忍ビノ事ヲ歌百首ニ詠ジ置キ、今

ニ傳フ。：（後略）：（二二オ―二三オ）

と、日本の忍術使いの筆頭に挙げた上で、百首歌を残したことを明示している。義盛が忍者として認識されたことの背景については、藤林正武（名取三十郎正澄）が延宝九年（一六八二）に著した、『万川集海』と並ぶ代表的忍術伝書とされる『正忍記』⁽¹²⁾の序に、

日本ノ忍ビハ、古ヨリ其ノ名在リト云ヘドモ、之ヲ知ル事

ハ、源平ノ頃口、源九郎義経、勇士ヲエランデ之ヲ用フ。

という記述があることからわかるとおり、まず源平合戦における義経の独特の戦法が忍者的であると理解され、その配下の中でも特に義盛が注目されたものであろう。義盛は、『平家物語』⁽¹³⁾

の中では、巻一一「嗣信最期」に見られる越中次郎兵衛盛次との言葉戦いの中で、

さ言ふ人共こそ、伊勢の鈴鹿山にて山だちして、妻子をもやしなひ、わが身も過ぐるとは聞きしか

と「山だち（山賊）」と罵られているし、『義経記』の中でも初登場時は異装の山賊として描写されている。加えて、『平家物語』巻一一「弓流し」の一場面では、三日間戦い続けた源氏の軍勢が夜になって前後も知らずに眠りこける中で、

其なかに判官と伊勢三郎はねざりけり。判官はたかき所にのぼりあがッて、敵やよするとを見し給へば、伊勢三郎は、くぼき処にかくれるて、かたきよせば、まづ馬の腹射んとてまちかけたり。

と、夜討に備えて義経とともに寝ずの番をし、しかも身を隠して不意打ちをしようとする姿が描かれている。このように、『平家物語』『義経記』の段階から、義盛が忍者として認識されるようになる下地ともいうべきものはあった。ただし、『平家物語』の義盛が、完全に独立した忍者としての義盛像を獲得し、その名を冠した道歌集が成立するまでになるには、いまだ少しの時間を要したようにも思われる。

結局、「義盛百首」を考えていく上でのいくつかの糸口のようなものは漠然と見出せたものの、作者・成立年代等に関する事情は、ここではほとんど明らかにすることはできないままである。では、「義盛百首」の受容の問題を考える時、何かわかることはあるだろうか。

「義盛百首」を唯一板本の形で収録している『軍法待用集』

は、承応二年・承応四年・万治元年・寛文四年と版を重ねている。兵法書という、対象を一部の階級に限定した、あまり一般的なテキストとはいえない印象のある本書であるが、それほどの需要があったのであろうか。他の三種のテキストはいずれも写本であり、とくに『万川集海』と群馬大学附属図書館蔵『軍歌集』は明確に軍学を学ぶ者のための指南書となっている（少なくとも、そのような体裁をとっている）。やはりここで興味深いのは、時代が大きく下った段階においてであるが、『義盛百首』が『連城叢書』に収められているという事実である。ここでの「義盛百首」は、実用のために写されたわけではない。純粹に随筆作者・小寺玉晃の興味の対象として収録されているのである。

ここで、拙稿「校本『義盛百首』」末尾に付属の歌番号対応表を参照されたい。まず、『軍法待用集』承応二年版にあつて承応四年版（万治元年版・寛文四年版は未見）にない歌（二三番歌）があり、「義盛百首」をまとめた形で収録する『連城叢書』『軍歌集』がともにその歌を欠いているという点は、見逃すことができない。校本で、承応二年版と承応四年版との間に異同がある歌を見ても、四七番歌・七一番歌・七九番歌は、『連城叢書』『軍歌集』いずれも承応四年版の形に倣っている（ただし、四番歌や四八番歌のように、逆に承応四年版だけが独自の本文を持つ歌もある）。わずかな材料で断定してしまうことの危険は承知であるが、この事実からは、「義盛百首」が、おそらく承応四年版以降の『軍法待用集』で（すなわち三三番歌を欠いた形で、板本の形態でいったん普及し、そののち『軍法待用集』の中で

もとりわけ「義盛百首」に享受者の関心が集まり、その部分だけを抜き出した写本として広まったのではないか、という仮説を立てることができる。

その成立同様、「義盛百首」の受容に関しても、享受者の層や時代的変遷等を完全に解明することは難しうである。ただ、ここでは「義盛百首」が本当に忍者を志す武士のためだけの、単なる指南書として扱われていたわけではない、意外と「開かれたテキスト」である可能性を孕んでいる、という点を確認するに留めておきたい。

二、「義盛百首」の意義

「義盛百首」そのものの意義の検討に移る前に、まず、道歌一般についておおよその定義と整理を行っておく必要がある。道歌というジャンル自体が、文学という枠組の中では、いまだほとんど手付かずの状態にあり、従来の研究にまともったものを見出すことができないためである。

道歌は、おおよそ二種に分類することができる。ひとつは、歴代の勅撰集に収める神祇歌・釈教歌をはじめとして、近世に広く行われる心学道歌¹⁵⁾に至る、道徳的・信仰的道歌である。いまひとつは、例えば「茶湯百首」のような、和歌の形式を借りて芸道の約束事を伝える、いわばマニュアル的な、技術的道歌とも呼ぶべきものである（もちろん、芸道に携わる際の心構えを信心の問題とからめて説く等、両者の性質を併せ持った道歌も存在する。また、その歌を詠む・発声すること自体で呪的効果を発揮する、いわゆる呪歌¹⁷⁾も、道歌の一種として考えてよい

かもしれない）。

そこで、仮にこの分類に沿って考えるならば、「義盛百首」は忍術という技術を身につける、或いは用いるのに必要な知識・心構えを和歌の形式で説いた、技術的道歌ということになる。その上で、「義盛百首」に比較的近い内容を持つと考えられる、兵法道歌と名付けることができそうなテキスト群に注目してみよう。ここでまた、兵法道歌そのものに考察を加える以前に、「兵法」という言葉の歴史的な意味を確認しておかなければならない。現代の語感では、兵法とは集団戦の理論として考えがちであるが、江戸時代以前は必ずしもそうではなかった。寛永九年（一六三二）成立の、柳生宗矩が著した新陰流の伝書の書名は「兵法家伝書¹⁸⁾」であり、その中で上泉伊勢守信綱から柳生宗厳へ直伝されたおおよその目録に当る「進履橋」には、

熟思ふ、兵法といはば、人と我と立ちあふて、刀二つにてつかふ兵法は、負くるも一人、勝つも一人のみ也。是はいとちいさき兵法也。勝負ともに、其得失纔か也。一人勝ちて天下かち、一人負けて天下まぐ、是大なる兵法也。一人とは、大将一人也。天下とは、もろくの軍勢也。…（中略）…太刀二筋にて立ちあふて、大機大用をなし、手足よくはたらかして勝つごとくに、諸の勢をつかひ得て、よくはかりごとをなして、合戦に勝つを、大将の兵法と云ふべし。

という記述がある。つまり、剣士として刀を取るのも、大将として一軍を率いるのも、根本の発想は同じ「兵法」であるとして、ここではそれを「ちいさき兵法」「大なる兵法」と呼んで区

別しているのである。この「ちいさき兵法」「大なる兵法」は、後の時代にそれぞれ武芸・軍学として分化が進むことになる。

ここで兵法道歌に話を戻し、とりあえず「兵法道歌」に分類できそうな技術的道歌のテキスト群を、内容から「ちいさき兵法」の歌Ⅱ武芸道歌と「大なる兵法」の歌Ⅱ軍学道歌とに分けて考えると、この時代の二つの「兵法」はほぼ完全に混交した状態にあったのにもかかわらず、武芸道歌と軍学道歌の間には、その存在意義において決定的な違いがあることに気付かされる。まず、兵法道歌の代表的なテキストのいくつかを、武芸道歌と軍学道歌とに分けてみる。

武芸道歌：「塚原ト伝遺訓抄」「柳生石舟斎兵法百首」「関口流柔術理歌」「日置流弓術歌之巻」「大坪流馬術百歌」等多数。

軍学道歌：「義経軍歌」「持長軍歌百首」「信玄軍歌抄」「謙信百首軍歌」「佃軍歌」等。

ともに、時に歴史上の人物の名を冠しながら、実作者が不明である点（「柳生石舟斎兵法百首」「佃軍歌」は例外）は共通している。しかし、前者には自流派の宣伝という明確な目的意識が存在するのに対し、後者にはそれが欠如している。つまり、武芸道歌は、当該の流派が実在する限りはその存在意義が無条件に保証されているのに対し、軍学道歌はあくまでも享受者側の関心に支えられることよってのみ、読まれ、伝えられるテキストなのである。それにもかかわらず、例えば「義経軍歌」に数多くの写本が現存し、慶安二年（一六四九）・宝永二年（一七〇五）には板本化もされているという事実には注目しておい

てよいだろう。

以上の点を踏まえた上で、ようやく「義盛百首」の考察に入るのであるが、「義盛百首」は集団戦を前提とした上での忍者の働き様を説いているので、軍学道歌に分類することができる。すなわち、武芸道歌のような直接的な目的意識を欠きながら、しかも合戦のなかつた江戸時代において、それなりの広がりを見せたテキストということになる。ならば、これらの道歌には武芸道歌に見られるような直接的な目的意識とは一線を画す、独自の存在意義があつたと考えるべきである。その存在意義はすぐには明らかにすることはできないが、必ずしも道歌が本来的に持つていると思われがちな「実利性」にはこだわらなければならないように思う。もつといつてしまえば、軍学道歌の受容者には、それを文芸的に、娯楽として読もうとする意識があつたのではないだろうか。具体的な例を挙げると、例えば八九番歌に、

敵方の城や陣所に名を書きて忍ぶ手柄を人に知らせよ
という歌がある（「義盛百首」引用の際には、適宜漢字をあてるなど表記を変更している。原文は校本を参照されたい）が、このような行為が忍者の本分から大いに逸脱しているであろうことは、現代人である我々の目から見て明白である。現に、「義盛百首」を収める『軍法侍用集』の他の箇所（巻六竊盗上「第六しのびの人こしらへの事付り案内を問事」）では、

しのびは人にをはれてにぐるを、恥と思ふべからず。刀・脇指、萬つ所持の道具をすてゝ帰る事多し。たゞ敵を知る事を肝要とおもひ、身命を軽く忠儀をいたすべし。されば、主君の名・我が名、或ひは紋など付けてしるしある道具は

持つまじき也。

と、忍び入った先で名や所属を知られることを大いに嫌っている。八九番歌にあるような行為としてすぐに想起されるのは、江戸時代中期以降に芝居等で造形される「大泥棒」のパフォーマンスであろう。盗賊にして妖術使いである「兎雷也」の原型が、忍び入った先々に「我、来たる也」と書き残す中国の盗賊「我来也（²³自來也）」であつたことを思い出されたい。

もつとも、軍学道歌の「楽しみかた」は（あるとすればだが）、少々複雑である。そこには筋書きのある戦国武将の物語そのものは存在せず、彼らと同じ知識や技術を体得することで、自身を仮想の戦国世界の登場人物に同一化する、という手続きを踏まなければならないからである。「自分ならこうする」という、いわばシミュレーションの楽しみである。こういった楽しみ方がなかったと一概に言い切れないのは、例えば、相当に戯画化された形ではあるが、浮世草子の気質物が参考になるであろう。正徳五年（一七一五）序刊の江島其磧『世間子息気質』巻一第二話「勘当は請太刀親の家を鞘走る侍形気」には、武士に憧れる商人の若息子が登場する。若息子は武士の出立ちを真似、武芸の訓練をするだけでは飽き足らず、軍書を研究して、「自分が信玄ならば川中島で謙信の首をとっていた」などと豪語するのである。

その点、同じ百首歌でも、江戸末期に流行する『英雄百人一首』の類はより単純な形でその享受の様相を想定することができる。『英雄百人一首』は、弘化二年（一八四五）、緑亭川柳の編によって刊行された、鎌倉時代〜戦国時代の百人の武将が詠

んだ歌を集めた歌集である。その源流は江戸初期に成立し、寛文六年（一六六〇）に刊行された、伝榊原忠次編の『武家百人一首』にまで溯ることができるとされるが、『英雄百人一首』で特徴的なのは、半丁に一人を配し、大きく武者の肖像を描いてその周りに歌を散らし書きにし、上方にその武者の簡略な小伝や逸話を小字で記している点である。記されている歌も武将が純粹に歌詠みとして詠んだ歌であり、そこには兵法の教えは含まれない。つまり、ここでの享受者の関心は、より文学的・視覚的側面に傾いていると考えられるのである。戦国の武将たちを完全に歴史上の人物として、相対的にとらえているといつてもよい。この『英雄百人一首』は江戸末期には大いに受け入れられ、数多くの続編を生み出した。読本・浄瑠璃・歌舞伎等、様々なメディアにおいて武者の物語が定型化していく中で、享受者の側でも歴史に対する認識の変革と、それに伴う文芸的関心の移行があつたのかもしれない。

やや話がそれたが、文芸的に読むことも可能なのではないかという仮説は、道歌同様従来は「実用書」としての評価しか与えられてこなかったいわゆる兵法書の類にもあてはまるように思われる。次項では、『義盛百首』を引用する忍術伝書『万川集海』を検討することで、そのあたりの問題に対する答えを探してみたい。

三、『万川集海』解説

『万川集海』の書誌的な解題については、「校本『義盛百首』」に記したとおりだが、ここで少々補足を行いたい。著者は藤林

保武であるが、本論で用いている内閣文庫本は藤林保武の著した原本ではない。「本書二〇、〇力」という、書写する際に底本の異体字を通行書体に改めたことを示す小紙片の貼付け・挟み込みが何箇所かに見られるためである（第三冊二九ウ「悉」の字等）。目移りによると思われる書き落としも随所に見られ、文意が通じない部分もある。また、内閣文庫本は冊毎に別人の筆により書写されている。内閣文庫本の書写年次、書写者については不明であるが、『万川集海』二二巻の後に付属する『万川集海軍要秘記』のみ、内題の下に「大原氏笹山景直写正」と署名がある。内閣文庫蔵であることを考えると幕府関係者とも思われるが、この人物についても、『寛政重修諸家譜』等にも名前が見えず、詳細は明らかではない。現在のところ、内容を確認できたのは内閣文庫本のみであるが、昭和四十九年に誠秀堂から異本の復刻版が出ており、他にも上野市忍術資料館や個人の所蔵の本が何点かあるようである。

著者の藤林保武は、百地家と並んで伊賀の上忍とされる藤林家の出で、現在も上野市万町西念寺にその墓所が残っている。『万川集海』の成立事情について、伊賀上野の郷土史研究家・奥瀬平七郎氏は、「上野の忍家千賀地半蔵則直の次男・保田采女元則が、関ヶ原後に伊賀に入国した藤堂高虎の臣となつて、藤堂姓を許された。藤堂采女は寛永一七年（一六四〇）に伊賀の城代家老となり、国内の忍者を統括し、天正伊賀の乱以来紀州根来に亡命潜伏していた百地丹波を大和電口の本家に戻し、その長子・保武を伊賀藩士に取り立て、『万川集海』を執筆させ、その弟で紀州に残った正武に『正忍記』の執筆を勧めた」とし

ている。つまり、『万川集海』の著者・藤林保武と、『正忍記』の著者・藤林正武が兄弟であり、その父親が伊賀忍者の頭領・百地丹波であったというのである。しかし、奥瀬氏は使用資料を明らかにしていないため、ここではその説の正否を明らかにすることはできない。また、奥瀬氏は、『伊賀・甲賀の忍者は、『万川集海』を各家に保存し、五十年に一度、当主がこれを書き改めて家伝したので、今日でも伊賀・甲賀地方では旧家の土蔵から『万川集海』が発見されることがしばしばある」とも述べている。

『万川集海』の内容であるが、大きく分けて、和漢の忍術の歴史・忍術原理を問答形式で説明する「忍術問答」、忍者としての心構え・精神論を説いた「正心」、主君が忍者を使う法について述べる「将知」、姿を顕したまま敵陣に潜入する術を記した「陽忍」、姿を隠して敵陣に潜入する術を記した「陰忍」、天文・日取・方取について説いた「天時」、忍び道具の製作法・使用法を図付で説明する「忍器」の七編からなっている。内閣文庫本には、末尾に具体的な合戦の知識を伝授する「軍要秘記」が付属している。記述の方式としては、「○○之事○箇條」という小見出しをいくつも設け、個別的かつ実地的な記述で忍者・忍術に関する知識を網羅している（この傾向は後の巻に後述の漢籍の一節や和漢の関連説話を引用しており、そこに「義盛百首」も含まれている。その外、巻一「凡例」において

：（前略）：其ノ甚深ナルコト、世ノ人ノ知ル所ニ非ズ。然レドモ、言ヲ簡略ニシテ敢ヘテ分明ニ述ベザル事ハ、尋

常ノ人ノ口弄トスマジキ爲ナリ。學者・師ノ口授ヲ受ケ、
熟翫味スル事久シカラバ、自ツカラ蘊奥知レヌベシ。若シ
師ノ口傳ヲ受ケズシテ此ノ書ヲ見ルトモ、奥義ニ徹スル事、
之有ルベカラザルノミ。

(第一冊四オ)

と記しているのを裏付けるかのように、個々の文末に多くは「口
伝」と添え、暗号のような記述や隠語のような表記を用いる部
分もあつて(例・巻九「山伏」を「山人犬」、「順礼」を「川頁
示豊」と記す等)、文字によって記された本書はあくまでも忍術
伝授の際の補助資料に過ぎないという印象を与える仕掛けが施
されている。忍術の要諦は口頭によって、すなわち語りの世界
でのみ伝授され得る、ということであろう。

では次に『万川集海』というテキストの内側から、この書が
執筆された意図を探ってみよう。巻一冒頭に一丁半にわたつて
漢文により綴られる「序」では、主に中国の歴史を引きつつ、
忍術の実効性と、必要性和を説いている。奥瀬氏の論にあるよ
うに藩主・藤堂氏の命により執筆されたものであるかどうかは
定かではないが、筆者が自身の立場を「忍者」に設定した上で、
支配階級へ向けて発信した文書であることは間違いない。それ
は、全巻の構成において、忍者の実践技術を説く「陽忍篇」以
下よりも先に「将知篇」を持ってきたことからわかる。
ただし、ここで一応の読み手として設定されている(あくまで
テキストの形式上、読み手として設定されているだけで、本当
にそのテキストを直接的であれ、間接的であれ「読む」のが
誰かというのは、また別問題である)「支配階級」とは、本書が
執筆された江戸時代の最高権力者、すなわち將軍家ではない。

本書には「他國ノ」「他國ヘ」「他國ヨリ」といったものの言いが
しばしば見られる。「諸国」ではなく「他國」という単語を用い
るところに、他の国々と同列に位置する一大名を読み手として
想定していることが窺える。その「他國」も、自国に対して有
事の状況もあり得る「他國」として語られており、テキスト上
読み手として設定されているのは江戸時代の大名家の人間です
らなく、いわゆる群雄割拠の時代のそれであるのかもしれない。
本書後半には、忍者が実践で行う謀計や術の実際的な指南が記
されるが、本書の執筆意図を考え合わせて読むならば、それも、
読み手である支配階級を通じて忍者志望者に広めるための記述
というよりは、読み手である支配階級本人に対して「忍者はこ
のようなことができる」ことをアピールする目的意識の方が強
いように読める。『万川集海』は、実際にそれを享受するのが誰
であるかは別にして、忍者・忍術の必要性を戦国武將的支配階
級に訴えるものとしての体裁をとっていると言えそうなのであ
る。当然、このことは、『万川集海』として成文化される以前の
忍者の理論や語りのありかたとも関わりがあるのだろう。

四、『万川集海』の「義盛百首」利用の方法論

本論二で「義盛百首」の文芸史上の意義を、三で『万川集海』
のテキストとしての性格を考察した。繰り返しになるが、『万川
集海』が「義盛百首」を引用するという形で、この二つのテキ
ストは結合している。ここでは、『万川集海』がどのような基準
に基づいて、あるいはどのような方法論に依って「義盛百首」
を引用しているのかを検討することによって、兵法と文芸(こ

の両テキストをそれぞれ「兵法書」「文芸書」と呼んでよいかどうかは保留しなければならないが、とりあえず形式上このように分類しておくの共有する世界、互いの影響関係を探ることが出来るはずである。

再度、歌番号対応表を見てみよう。先に、『軍法侍用集』承応二年版にあつて承応四年版にない歌（三三番歌）が以降の写本テキストにおいていずれも欠落していることを指摘した。しかし、『万川集海』には、その三三番歌が引用されているのである（巻二、正心第一）。「義盛百首」の最初の引用（巻一、忍術問答）で「伊勢三郎義盛百首ノ忍歌ニモ」としていることからわかるとおり、『万川集海』が参考にした「義盛百首」は、百首が揃った状態のテキストであつたと考えられる。『万川集海』は序によれば延宝四年の成立であるから、『軍法侍用集』承応二年版を見たとも考えられるし、あるいは承応四年版以降に流布する以前の、原態に近いテキストを見ていた可能性もある。

そして、おそらく百首が揃った状態のテキストを参照したのにもかかわらず、『万川集海』はそのうちの半数にも満たない四二首しか引用していない。意図的に収録する歌を取捨選択していると考えられるのである。まず、『万川集海』が「義盛百首」を引用するにあたって採用しなかつた歌はどのような歌なのかを見てみよう。歌番号対応表を見て最初に気づくのが、四〇番歌以降の約十首をまとめて落としている点である。「義盛百首」自体には、百首全般にわたる確固とした構成の意識はないようであるが、前首からの連想によつているのであろうか、比較的近い内容の歌が固まって記される傾向がある。『万川集海』で欠

落しているのは、

○四〇、忍びにも行くことあらば折念して

所願成就の上に出づべし

に始まり、

○四二、門出にすわりし食に糲あらば

夜討忍びの吉事なりけり

○四四、門出に鳥の声の聞こゆるは半なるぞよき重は慎め

○五〇、稲妻の跡光るこそ吉事なれ先に光るを深く慎め

など、日常生活、或いは生物や天候のようすから吉凶を占う内容を持つ歌群である。いわゆる民間信仰、今という迷信に近いもので、後の重宝記類において好まれそうな知識であるが、『万川集海』では徹底して排除している。『万川集海』にも巻一六・一七に「天時」として吉凶判断の術をまとめて記述した部分はあるが、これらは陰陽五行説や奇門遁甲の思想に基づいた、いわば権威つきの占術であり、民間信仰的な発想とははっきり区別できる。同様に、旅行時の心得を記した九五番歌以降の四首（九六番「大事なる荷物を持てる旅ならばまづ門背戸の道筋を見よ」など）も『万川集海』には収録されていない。つまり、忍者以外の一般人が生活の中で応用できそうな知識を織り込んだ歌については『万川集海』では必要を認めていないということになる。逆に、兵法書が管理する範疇から逸脱する歌をも含んでいるのが「義盛百首」ということである。

なお、五七番歌以降の尾行術を説く数首が採録されていないことは、巻一凡例中の

捕者ノ事、此ノ道ノ本意ニ非ズト云ヘドモ、近代忍者ノ所

作ノ様ニ成リ行キタレバ、古ヨリノ作法ノ荒増ヲ記スモノ也。此ノ術ノ本意ニテハナシ。如何トナレバ、忍者ノ術ニテナク、雑色ノ職ナレバナリ。

(第一冊六ウ)

という著作意識から理解することができるが、七六番歌以降の十首ほどをまとめて外した理由は不明である。この近辺の歌は、特に共通した課題についての歌ではないが、眠り関係・火関係を中心に実践における心構えや知識などを教える歌が集められており、本来なら『万川集海』に引用されていてもよさそうな歌が多い。例えば、八〇番の歌は

暁は人の眠りも覚めやすし忍びに行かば心得をせよ

であるが、『万川集海』巻二三・陰忍三家忍篇では、季節や人の年齢・性質によつて眠りの浅深を知る術を事細かに記しているので、利用する必然性は十分にあったはずである。ただし、もともと巻一三には「義盛百首」からの引用は一首もない。番号対応表を見て明らかとなっており、『万川集海』での「義盛百首」引用は巻七・一一・一二に集中しているのである。「義盛百首」引用の様相から、『万川集海』が巻毎に異なつた成立事情を持つ可能性も想像できる。

ここまでは『万川集海』がおそらく意図的に除外した歌を挙げてきたわけだが、逆に何故収録したのが疑問に思われる歌もある。以前にも問題にした八九番歌

敵方の城や陣所に名を書きて忍ぶ手柄を人に知らせよ

は、『万川集海』では、

○八六、敵城の忍ぶ印を取るならば

紛れぬものを肝要とせよ

○八七、敵方の旗馬印取り来るは

味方のために悪しきとぞ聞く

とともに、巻一二・陰忍二城宮忍篇下の「放火術六箇條」に引用されている。該当箇所の本文も、

若シ、時ニヨリ火放ツ事ヲ得ズシテ歸ル事有ラバ、其ノ時ハ歸リザマニ紛レ無キ印シヲ取り歸ルベシ。若シ能キ印シナキ時ハ、城陣ノ柱壁等ニ我ガ氏名ヲ書キ付クベキ事。

(第五冊五三ウ)

となつており、歌の内容とは一致するが、明らかに前後の文脈から浮いており、敢えて忍者に不合理な行為を推奨する必然性は説明されていない。「義盛百首」の歌に『万川集海』の本文が引つ張られてやむなく立項された例、として考えることができるかもしれない。

次に、引用されてはいるものの、その際に歌の本文が改変されているものを検討する。その多くは問題にするほどのものでもないが、中には改変されることで大きく意味が異なつてくる歌もある。例えば、

○〇二、雨風も頻りなる夜は道暗く忍び夜討の働きもなしは、『万川集海』の引用では第五句が「働キトナル」と、正反対の意味で記されている。当該歌は巻一一・陰忍一・城宮忍篇上「虚二入ル術二十箇條ノ事」に、

大風・大雨ノ夜ノ事。凡ソ風烈シキ夜ハ、夜討竊盗ノ入ル者ナリ。知ラザル者ハナシト云ヘドモ、雨ニヌレ、風ニ當ルヲ好ク人ハナキ者也。喻ヘバ、大将ノ下知敵シキ也トモ、家内ニテノ番守許ニテハ、夜廻リナドノ戒メ疎カナル者ナ

レバ、陰忍不易ノ秘法、此ノ時ナリ。…(後略)：

(第五冊三五ウ)

という本文に続いて、一番歌

大風や大雨の降る時をこそ忍び夜討のたよりとはすれ
と並んで引用されている。そもそも一番歌と二番歌は内容的に

矛盾しているのであり(あるいは「義盛百首」成立当初にはこの矛盾を説明する何かがテキストに備わっていたのかもしれないが)、『万川集海』本文に一致するのは一番歌の方である(その説明にも筋が通っている)。「万川集海」は、「義盛百首」引用にあたって、本文に合わせて歌を「改正」したわけである。

さらに、歌の本文を改変するだけではなく、改変した上でその内容を(先の二番歌のように正反對ではなく)違う方向にずらして解釈させようとしている歌もある。「義盛百首」五四番歌は、

目付ものまたは忍びに行く時は書置きをせよ後の名のためである。この歌の本文だけを見て解釈するならば、生きて帰らないときのことを考えてせめて名を残せ、という、かねてより問題にしている

○八九、敵方の城や陣所に名を書きて

忍ぶ手柄を人に知らせよに共通した意識を窺い知ることができる。それに対し、『万川集海』巻一一・陰忍一城宮忍篇上の「先考術十箇條ノ事」では、第五句「後の名のため」を「後ノ世ノ爲」と書き替えている。どのような解釈に従って歌の本文を改変したかは、歌の前に記される本文を読めば理解できる。

必ズ頭ハル、ト分別シテ、敵方ノ様子ヲ内々ニ能ク聴キヲ
キ、敵方ノ者ヨリ味方ノ大将エ遣リタル陰書ヲ製シ、我ガ
宿ニ一二通残シ置キ、又、味方ノ大将ノ陰書ヲ作りテ一通
衣ノ襟ノ中ニ入レ行クベキ事。此ノ事、陽忍上ニ審ラカニ
之ヲ記ス。(第五冊三一オウウ)

ここにあるとおり、これは巻八・陽忍上遠入之篇「螢火術三箇條之事」に記される計略で、「忍び入った敵城内で捕えられた時の用心に、衣の襟に敵の家臣に宛てた偽の陰書を忍ばせておき、責め問われたらその陰書を見せよ。敵方の内乱を招くことになる。また、その家臣の逆心の証として、味方の陣にもその家臣からの偽の陰書を作って残しておけ」というものである。「後の世のため」とは、捕えられてその時の役割は果たせずとも、のちのち味方にとって有利になるようにはからえ、ということであろう。つまり、『万川集海』はこの歌を引用するにあたり、「書置き」の解釈自体を変えてしまっているのである。

一方で、『万川集海』の本文によって「義盛百首」の歌の内容がより限定されてくる、あるいは理解しやすくなる例もある。例えば、三八番歌

竊盗^{ひそかに}には三つの習ひのあるぞかし論と不敵とさては智略とは、『万川集海』巻九・陽忍中近入之篇「合相印術四ヶ條」に引用される際には、第四句「論と不敵と」を「不敵と論と」に並べ替えているが、その前の本文は

…(前略)…此クノ如クノ事ヲ計ル事、第一勇氣逞シク、第二辨才敏ク、第三計略頓智發明ナル人ナラデハ、中々為シ難キモノ也。(第四冊三五ウ)

となっている。歌の中で敢えて語句を「不敵と論とさては智略と」と並べ替えていることから、「第一勇氣逞シク」が「不敵」に、「第二辨才敏ク」が「論」に、「第三計略頓智發明ナル」が「智略」にあたることは明白である。歌の本文だけを見る時には、「不敵」や「智略」に比べると「論」の概念は必ずしも明らかではない。「天下国家を論ず」の例のように、「論」には「事理の正否を論議・断定するもの」という意味もあるからである。それが、『万川集海』本文を参照することにより、（その解釈が「義盛百首」が本来意図することと一致するかどうかは別にして）一定の解釈を与えることが可能となるのである。

以上、『万川集海』がどのような形で「義盛百首」を引用しているのか、いくつかのパターンを分析してきた。先行して存在した「義盛百首」を、『万川集海』が必要に応じて歌の本文や解釈を歪めながら、あるいは『万川集海』の側が歌に合わせる形で、利用しようとする姿勢を明らかにできたと思う。そしてこのことは、両テキストの成立基盤が決して共通しないながらも、そう遠くもないことを想像させるのである。

五、「義経軍歌」「佃軍歌」の兵法性と文芸性

「義盛百首」とはほぼ同時代に行なわれた道歌集の中に、「義経軍歌」と「佃軍歌」とがある。この二種のテキストも、本論二の区分で考えるならば、「義盛百首」とおなじ軍学道歌である。ここでは、「義経軍歌」と「佃軍歌」とを、その兵法性と文芸性に注目しながら、「義盛百首」と比較検討していきたい。

「義経軍歌」についてはすでに簡単に触れたが、単独で板本

も刊行されたほど、江戸時代前期において流行したテキストである。本来の形は「義盛百首」と同じ百首歌であるが、板本では九七首しかない。石岡久夫氏によれば、「義経軍歌」は板本の他に多数の諸本が存在する上、それぞれの本が義経死後、頼朝・北条泰時・北条高時・足利尊氏・斯波義将・足利義満・織田信長・豊臣秀吉らに伝えられたとする伝来伝説を有しているという。⁽²⁹⁾ 義経の実作ではないことはいうまでもなく、石岡氏は、軍配団扇に関する歌があることから、それが使用され始めたと思われる室町中期以降を成立年代として想定している。

さて、「義経軍歌」の内容であるが、「義盛百首」所収歌と類似する歌も多い。例えば、

〇二三、大風や大雨のふる時にこそ

夜懸夜討は入るものなれ

〇五一、酒博女や喧嘩らうぜきはやりぬる

陣は早速やぶるゝと知れ

などは、それぞれ「義盛百首」の一番歌・六五番歌にきわめて近い歌であるといえよう。ただし、

〇三九、矢をも射ず北を耻と思ふなよ

かけつ引つは足軽のわざ

とあるように、「義盛百首」での忍者（竊盗）にあたる存在が「義経軍歌」では「足軽」となっている。また、

〇五二、大将の右へ落馬はよきぞかし

左へ落ば凶とするべし

〇八六、夜ごとにむつらの星の色を見よ

白きは吉事黒きをば忌む

のように、「義盛百首」にあって『万川集海』に収録されなかった民間信仰的な歌も収められている。「義盛百首」にあって義経軍歌にない歌は、忍者の専門技術に関する歌（八番歌など）や、例の八九番歌のような実際面からかけ離れた特殊な内容を持つ歌である。

それでは、「義経軍歌」に特徴的な歌にはどのようなものがあるのだろうか。「義盛百首」は、忍術を学ぶ人間のための道歌集という体裁をとりながらも、必ずしも実際に忍者として働く側を対象とした歌（五番歌、一七番歌など）ばかりではなく、忍者を使う側、すなわち一軍の大将のための歌（一二番歌、一五番歌など）も混在して収められていた。ただし、武士一般の心構えなどを説いた歌を除外して考えると、「義盛百首」において将を対象とした歌は、一一番〜一五番のわずかに五首にほぼ限定できる。それに対し、「義経軍歌」は、

〇〇一、大将は人に言葉をよくかけよ

目をくばりつゝ、かけひきをなせ

〇二九、比類なくかせぐ武者をば引分て

褒美を出し盃をさせ

〇三三、大将の武略もなくて勇なば嵐の前に乱ぬる花

〇九八、大将は機嫌あしくも悦て惣軍勢に勇みすべし

など、「大将」を対象とする歌が大半を占めるのである（「義盛百首」には「大将」という単語は出てこない）。この違いは、両テキストの作者に仮託される義経と義盛の主従関係の違いによるものなのであろうか。

さらに、「義経軍歌」では、

〇〇七、唐の七十余度のたゝかひも

項羽の下知をきくうちは勝つ

〇一二、張良を百千万騎集ても

下知につかずば負となるべし

と、わずか二首ではあるが中国の史実を踏まえた歌がある。これも「義盛百首」には見られない要素である。また、「義経軍歌」は民間信仰的な歌を含む点で「義盛百首」と共通していると先に述べたが、「義経軍歌」の一部ではそれらをさらに戦の場に限定して発展させたような、いわゆる軍神思想についての歌もある。

〇六七、不浄にて甲冑を着る武士は軍の神もいかで守らん

〇八九、着具足井垣表する物なれば身は社なり魂は神

〇九〇、軍神を精進すれば身の中や甲冑に到るとぞしれ
これらの歌は同時に甲冑・具足といった戦の道具を神聖視している面もあり、やはり「義盛百首」にはない発想である。しかし、今挙げた「義経軍歌」のこの二つの特徴は、いずれも最初に挙げた大将を対象とする、ということの言い換えであるように思われる。中国の歴史を踏まえた歌二首は、いずれも大将の下知を聞くことの重要性を説くために歴史上の人物の名を引いているだけであるし、全軍を代表して軍神を精進し、代表者としての証の敵めしい甲冑をつけるのは大将だけであるからである。つまるところ、「義盛百首」と「義経軍歌」の違いは歌の主格を主従のどちらに置くかという一点に集約できそうなのである。それぞれが歌の題材として想定する戦の場、およびそれを表現する語り自体には、通底するものがあるように思われてな

らない。ひとつの戦の物語を紡ぎ出すひとりの武者として、「義盛百首」は忍者に、「義経軍歌」は大將に焦点を合わせている、ということであり、その意味で「義盛百首」と「義経軍歌」は表裏一体の関係にあるといつてもよいだろう。「義盛百首」「義経軍歌」の兵法性と文芸性とは明確な形で抽出されることはないが、そこに描き出される戦の物語においては、兵法性と文芸性とは必ずしも切り離して考える必要はない。兵法の発想に基づいて作られた歌でも、中国の歴史物語を重ねることで文芸の色合いを帯びてくるようなこともあり得るのである。

一方の「佀軍歌」は、『武者物語之抄』の末尾に付されているものであるが、少々変わった体裁をとっている。「佀軍歌」はその名のとおりに、佀又右衛門という武將が作ったとされる軍歌で、「義盛百首」や「義経軍歌」とは異なり、佀又右衛門が実際に作ったと考える問題はなさそうである。ただし、歌自体には、又右衛門の名前でなく、作者として戦国時代の武將の名が記されている。その不思議な成立事情は『武者物語之抄』に記されている。

佀が軍歌といふ事、福嶋左衛門大夫正則内佀又右衛門作なり。佀はうばうを渡りありき、名将名士の物語を聞及び、又は直にもうけ給り、れんれん反古のうらに書あつめ置、かくのごとく歌につゞり一卷となす。かるがゆへに佀が軍歌と名付るといへり。

佀又右衛門に関しては、『武者物語之抄』の中に簡単な伝記がある。蒲生氏郷配下として大いに武功を挙げた後、

右の又右衛門は、氏郷遠行の後、福嶋左衛門大夫家に有し

が、吉利支丹宗旨なる故曲事にあひたるとなり。とされている（巻二「蒲生飛騨守氏郷卿御内佀又右衛門尊物語の事」）。

「佀軍歌」は全部で二・三首。『武者物語』以外にも伝本があるのか、あるいは『武者物語』から「佀軍歌」だけを抜書して書写したものなのか、『国書総目録』には「佀軍歌」の書名でも、写本として何本かの所在が記載されている。

結論から言うならば、「佀軍歌」は、「義盛百首」「義経軍歌」とはやや性質が異なっている。先に、「義経軍歌」でそれぞれ項羽と張良の名を引く歌二首を挙げ、兵法の歌として作られながら文芸的な要素を帯びている、としたが、「佀軍歌」では全ての歌に日本の戦国武將の名を冠することによって、逆に兵法性と文芸性を完全に分離してしまっているのである。どういうことかという、ひとりの武將の名と、その下に集められる歌との集合体は、その武將にまつわる物語として文芸的に解釈することができる。しかしその場合、全ての文芸的要素は武將の名に預けられてしまうので、歌の一首一首はむしろ純然とした兵法の歌になってくるといふ現象が起きるのである。理屈を述べるよりも、実例を参照した方が早いであろう。

〇〇五、夜軍は功のゆかねばしかけても

北条氏康公

〇〇六、夜軍はただ相印相ことば

味方討して損と成べし

敵と味方のわけをあらせよ

氏康公は、伊豆の早雲氏茂の御子北条氏綱の嫡子なり。伊

勢伊勢守氏貞より四代の孫也。氏康公は夜軍の功者なりと書籍にも見えたり。

.....

〇五九、ためしぎねの人数を持てかせんせば

上杉謙信公

幾度なりとうけてせよせよ

〇六〇、我人数よはきと見ての合戦をば

先をしかけてつき立て見よ

上杉謙信公の御事、長尾六郎為景二男也。俗名弾正少弼輝虎公と申。此御大將は少軍をよくつかひ得給ふと聞えし。敵の人数に對し味方の人数は三分一、または敵の大將功者と見給ひては味方の勢敵の人数の半分に御對陣ある御弓箭格とうけ給る也。

夜軍の名人・小軍を以て大軍に勝つ名人としてそれぞれ知られる北条氏康と上杉謙信が、自分の得意分野についての歌を記す、という形式をとっているのである。この場合に、一首一首の歌は兵法臭の強いものでありながら、前後を武將の名とその説明とで挟むことにより、歌に象徴される武將の一代記的な文芸性が強まってくる、ということである。『武者物語之抄』に収められる形の「佢軍歌」の全ての歌に、このような、武將がその歌を詠む必然性を保証するような説明が付されるわけではないが、各武將の名の下に集められる歌に多くは共通した性質が見られること（太田道灌の歌は全て敗軍の敵を追う歌であるなど）、『武者物語之抄』の段階で仮託されている武將の名について「右の〇〇事をしらず。追て考べし」という記述が多く見

られることから、『武者物語之抄』以降の時代の人間には理解できないにせよ、「佢軍歌」成立当初においては全ての歌がその武將の事蹟と関連付けて作られたことは間違いないであろう。その時には各武將の名を借りて權威付けした上で兵法の教えを伝えるための和歌として作られたのかもしれないが、『武者物語之抄』がいわゆる「武辺咄」であることを考え合わせると、『武者物語之抄』の段階におけるこれらの歌は、武將の一代記にリアリティを持たせるための添え物的なものであった可能性も否定できない。その場合は、「佢軍歌」は、一見「義盛百首」や「義経軍歌」と同じ軍学道歌の体裁をとりながら、むしろ本論二で挙げた「英雄百人一首」に近い性質を持つことになる。「義盛百首」「義経軍歌」と「佢軍歌」との違いは、一言でいえば歌の主格が固有名詞としてあるかないか、ということになると思うのだが、文芸史上の意味を問うならば、両者には大きな開きがあるのである。

六、兵法道歌の成立基盤

前項では、形式の上で「義盛百首」と似た要素を持つ「義経軍歌」と「佢軍歌」に関して、それぞれに「義盛百首」との比較検討を試みたわけであるが、ここで、これら軍学道歌のテキストが成立した背景を、憶測も交えながら改めて考えてみたい。先に、各流派の名を冠する武芸道歌に對し、軍学道歌は直接的な目的意識が欠如している、と記したが、その目的意識に替わり得る何かを見出すことはできるだろうか。

まず順序は逆になるが、「佢軍歌」から見ていこう。「佢軍歌」

の成立年代は、『武者物語抄』に語られるように江戸最初期と考えて間違いないさうである。そのことは、実在の戦国武将の名を多く含む点、同時にそれらの中のいくつかが、『武者物語』の著者・松田秀任の時代（『武者物語』が最初に出版されるのは明暦二年一六五六である）にはすでに人々の記憶から失われている点から推定することができる。そして、後進の武士を読者に想定して、純粹に兵法的知識を伝授するために作られたことも、確実といつてよいのではないだろうか。「佃軍歌」には、軍に関する様々な専門用語が用いられ、また言い回しも難解で、ある程度軍学に素養のある武士などでなければ正確に理解し難いように感じられるのである。『武者物語』にこの「佃軍歌」を取り入れた松田秀任が兵法家であったことも、そのことを裏付けている。ただし、今まで述べてきたとおり、「佃軍歌」に関しては、武辺咄集であり板本である『武者物語』に取り入れられ、それぞれの歌の作者に仮託されるところの武将の解説を付されることで、その享受の様相が一変した可能性があるのである。

一方の「義盛百首」「義経軍歌」に関しては、相変わらず目的意識は見えてこない。言い回しは平板でわかりやすく、用語についても、例えば「義盛百首」では六八番歌から七〇番歌にかけて「かまりつけ（蟠付）」というものに関する歌を載せているのであるが、その筆頭の六八番歌で、

夜廻の通る後より廻すをばかまりつけとぞいふ習ひなると用語説明を行うほどの念の入れようなのである。加えて、ともに本来の兵法の範疇から逸脱するような民間信仰的な内容の歌を多く備えている。これらの材料から判断できることは、結

局かねてよりの推測の再確認になってしまふのだが、この両テキストが必ずしも兵法に志す本物の忍者や大将だけを対象としたテキストではなかった、ということである。そもそも、武将に戦の術を教えることだけを目的としたテキストであるならば、江戸時代に入って出版などされるはずがないのである。「義盛百首」「義経軍歌」の成立に携わった階層（ひとりとは限らない）は、おそらくは、江戸時代以降に武士に兵法を講義した軍学者のような正規の身分を保証されたものではなかったのではないか。特に知識を持たない一般の人々にまで戦の技術や心構えを説いて聞かせる話術を持ち、大将として知るべきごく基本的な知識から兵法には直接関係のない日常生活の中の知識までを備え、自由に視点を操って戦の世界を語る―時には自ら忍者、もしくは元・忍者を名乗っていたかもしれない―講釈師の如き存在だったのでなかろうか。そして、江戸時代における軍学者のような身分が確立する以前の中世においては、「語り」を生業とするこのような胡乱なる人々が、民間を流浪していただけではなく、実際に武将に近侍していた可能性も考えられる（いわゆる御伽衆が想起される）。

「義盛百首」「義経軍歌」に話を戻すと、これらのテキストにおいて、それぞれのテキストが持つ兵法性と文芸性とを切り離して考えることはできない。兵法的なるものが、享受者によっては（すなわち、戦の世界の当事者でない者に享受される時には）文芸的なものに変質し得る、という点では「佃軍歌」と共通している。しかし、「佃軍歌」のように、本に収録される形態によってその性質にドラスティックな変革が起こることはな

かった。「義盛百首」「義経軍歌」は成立してから江戸時代全般にわたって享受されるに到るまで、終始、その内容についても享受者についても狭く限定されることのない（或いは限定することができない）、いわば曖昧模糊としたテキストだったのである。虚実ないまぜの兵法伝承の世界からこれらのテキストをつくり出した人々、そして積極的にこれらのテキストを享受した人々の想像力こそが、のちに超人的なイメージをも持つに至る日本の特異な「忍者」像を育てていったのではあるまいか。

注

- (1) 拙稿「忍術道歌―校本「伊勢三郎義盛忍百首」」（『三田國文』第三十一号、平一二所収）。以下、「校本「義盛百首」」。
- (2) 小寺玉晃写。元治元年（一八六四）写。早稲田大学図書館蔵。
- (3) 小笠原勝三昨雲編。承応二年版。東北大学附属図書館狩野文庫蔵。承応四年版、慶應義塾附属図書館蔵。
- (4) 今村嘉雄「武道歌撰集」上巻（第一書房、平元）所収。
- (5) 前田金五郎・森田武校注、日本古典文学大系90『仮名草子集』（岩波書店、昭四〇）所収。
- (6) 朝倉治彦編『仮名草子集成』第二巻（東京堂出版、昭五〇）所収。
- (7) 『仮名草子集成』第五巻（昭五九）所収。
- (8) 『仮名草子集成』第二巻所収。
- (9) 池田廣司『中世近世道歌集』（古典文庫、昭三七）所収。
- (10) 『仮名草子集成』第十巻（平元）所収。
- (11) 藤林保武著。延宝四年（一六七六）序。内閣文庫蔵。なお、「義盛百首」を収める各テキストの書誌的解題については、拙稿「校本「義盛百首」」を参照のこと。
- (12) 中島篤巳解説・解説「忍術伝書正忍記」（平八、新人物往来社）。本稿では、同書に所収の原本の影印を私におこして用いる。
- (13) 梶原正昭・山下宏明校注、新日本古典文学大系45『平家物語』下

- (14) 〔岩波書店、平五〕による。高野本。以下同じ。
- (15) 梶原正昭校注・訳、日本古典文学全集31『義経記』（小学館、昭四六）による。

- (16) 現在、活字の形で読める心学道歌には、例えば、大倉精神文化研究所編『道歌 心の姿見』（芙蓉書房出版、平一〇）がある。

- (17) 信仰的道歌に関しては、松尾茂編『道歌大観』（光融館、明四五）によってその大要を知ることができる。

- (18) 例えば、『軍法侍用集』巻六・竊盗上の第十五の「大多所にての事」にも、以下のような記述がある。

又、人喰犬を防ぐ哥あり。

われは虎いかになくともいぬはいぬ

ししのはがみをおそれざらめや

と三べんよみ、右の手の大指より戌・亥・子・丑・寅と五指をにぎる也。…（後略）…

忍術伝書で呪術の一環として和歌が取り入れられている例といえる。

- (19) 渡辺一郎校訂、岩波文庫『兵法家伝書』（岩波書店、昭六〇）による。

- (20) 以上、『武道歌撰集』上巻に所収。

- (21) 『武者物語』『武者物語之抄』に付属。使用テキストなど、詳細は後述。

- (22) 『新訂増補国書総目録』による。

- (23) 小池正胤「合巻の研究（一）いわゆる「児雷也」ものについて」（『東京学芸大学紀要・第2部門人文科学』二七、昭五一）所収。参照。

ただし、小池氏の考察によれば、宋代小説「諸史」の中の一話としての「自来也」の原型となる「我来也」説話が中国から日本に輸入されるのは、享保一三年（一七二八）が最初であり、「義盛百首」の成立よりもずっと後のことになる。

- (24) 『八文字屋本全集』第六巻（汲古書院、平四）所収。
- (25) 伊藤嘉夫「武家百人一首と其の類列の百人一首」（『跡見学園短期

大学紀要』七・八合併号、昭四五所収）参照。

(26) 奥瀬平七郎『忍術の歴史（伊賀流忍術のすべて）』（上野市観光協会、平四）。

(27) 奥瀬平七郎『忍術―その歴史と忍者―』（人物往来社、昭三八）。

(28) 新村出編『広辞苑』第四版（岩波書店、平三）による。

(29) 石岡久夫『古英雄景仰の兵法学』（日本兵法史―兵法学の源流と展開―）上巻、雄山閣、昭四七所収。なお、今回「義盛百首」諸本の一として利用した『連城叢書』にも「義盛百首」と並べて「義経軍歌」が収録されており、義経―頼朝以降、北条氏―足利氏に至る系図が付されている。

(30) 菊池真一・西丸佳子編、索引叢書32『武者物語・武者物語之抄・新武者物語 本文と索引』（和泉書院、平六）を用いる。

（どい だいすけ・慶應義塾普通部教諭）